

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月11日 09時50分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市沖ノ島北方沖 友ヶ島灯台から真方位036° 1,650m付近 (概位 北緯34° 17.6′ 東経135° 00.6′)
事故の概要	プレジャーボート裕遊Ⅲは、北東進中、また、プレジャーボートLISAは、漂流中、両船が衝突した。 LISAは、船長が負傷し、船外機に破損等を生じ、また、裕遊Ⅲは、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月23日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 裕遊Ⅲ、5トン未満（長さ10.22m） 273-9659兵庫、株式会社大山商会 B プレジャーボート LISA、3.2トン 250-55855大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが、潮上りのために北東進していたところ、船首方約30mにB船を認め、機関を後進にかけたものの、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 船長Aは、潮上りを開始する際、船首方に他船を認めなかったため、操舵室後方外側の操縦場所で立って操船を行っていた。 船長Bは、沖ノ島北方沖において、船首を東北東に向け、漂流して食事中、船尾方より機関音が聞こえたので、振り返ったところ、至近にA船を認めたものの、どうすることもできなかった。 船長Bは、衝突の衝撃で右膝を捻挫した。
分析	A船は、船長Aが、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、漂流中、船長Bが、周囲の見張りを適切に行っていなかつ

	<p>たことから、A船が船尾至近に接近するまでA船の存在に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長A及びB船の船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。